

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 改正新旧対照表

改正後(2021.10.11～)	改正前(～2021.10.10)
別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 <u>55. 触媒の欠品・加工・規格外付替え</u> <u>評価点付・・・当日含む5日</u> <u>R点・・・当日含む5日</u> <u>低価格車・・・当日含む5日</u> <u>商談・・・当日含む5日</u> <u>10年・10万km超・・・当日含む5日</u> <u>(クレーム裁定欄)</u> ・ <u>触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告（記載）する必要がある。</u> ・ <u>社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさない。</u> ・ <u>クレーム裁定は原則キャンセルとする。</u> ・ <u>触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがある。</u>	(新設)
<u>改正記録</u> <u>令和3年9月14日改正、令和3年10月11日実施</u>	